

平成 27 年度三重県経営方針（案）について

平成 27 年度三重県経営方針（案）については、平成 27 年 2 月定例会議において「平成 27 年度三重県経営方針（最終案）（暫定版）」を説明し、平成 27 年 4 月 1 日に「（暫定版）」を公表しました。

今回、「（暫定版）」に平成 27 年度 6 月補正予算や諸情勢の変化などを踏まえ、記述内容を精査し、取りまとめました。

1 記述内容の追加・修正

①平成 27 年度 6 月補正予算

- ・農業版 B C P 策定事業等（P4）
- ・三重県地域創生人材育成事業（P6）
- ・「確かな学力」を育む総合支援事業（P11）
- ・少子化対策県民運動等推進事業等（P18）
- ・「学び」の選択肢拡大検討事業（P19）

② 4 月以降の名称の決定・変更等

- ・「新四日市 J C T」（P5）
- ・「ええとこやんか三重 移住相談センター」（P6、P16、P21）
- ・「みえの育児男子倶楽部」（P18）
- ・「三重県子どもの貧困対策計画（仮称）」（P23）
- ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」（P23）

など

③春の政策協議等の結果等

- ・「みえ防災・減災アーカイブ」の充実（P4）
- ・平成 32 年の全国中学校体育大会の開催（P12、P21）
- ・結婚に対するポジティブなイメージを持ってもらうための啓発（P17）

など

2 今後のスケジュール

6 月 3 日 全員協議会（6 月定例会議）において説明予定

平成27年5月29日
戦略企画部
総務部

平成27年度
三重県経営方針
(案)

平成27年 月
三 重 県

目 次

I	平成 27 年度の三重県経営にあたって	1
1	「平成 27 年度三重県経営方針」の位置づけ	1
2	平成 27 年度における県政の考え方	1
II	平成 27 年度の政策課題及びその展開方向	2
1	平成 27 年度における政策展開のポイント	2
2	「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組 ...	4
3	社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組	17
III	平成 27 年度の行政運営	24
IV	職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～ ..	29

I 平成 27 年度の三重県経営にあたって

1 「平成 27 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 27 年度三重県経営方針」は、平成 27 年度の三重県政を推進するにあたっての基本となる方針であり、「みえ県民力ビジョン」を推進する「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」において起点となる P l a n (計画) に位置するものである。

2 平成 27 年度における県政の考え方

平成 27 年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に推進する。また、県民の命や暮らしに大きな影響を及ぼしている事象等、「みえ県民力ビジョン・行動計画」策定後に顕在化した社会情勢の変化等にも的確に対応する。

さらに、平成 27 年度は、「みえ県民力ビジョン・次期行動計画」、「三重県人口ビジョン(仮称)」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」を策定するための重要な節目の年となる。

国・地方を挙げて人口減少克服・地方創生の動きが本格化する中、人口の流出抑制及び流入促進、交流人口の拡大に向けて、「まち・ひと・しごと創生」を推進する。あわせて、少子化対策についても、これまでの取組をより一層加速させる。

また、これらの取組を効果的に推進するための下支えとして、県民の皆さんの安全・安心を支える基盤づくりに取り組む。

平成 27 年度の政策展開において、以下の 3 つをポイントとして取り組む。

- まち・ひと・しごと創生の推進
～希望がかない、選ばれる三重への挑戦～
- 少子化対策 Ver. 2
～結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重への挑戦～
- 県民の暮らしを守る ～安全・安心を支える三重への挑戦～

Ⅱ 平成 27 年度の政策課題及びその展開方向

1 平成 27 年度における政策展開のポイント

(1) まち・ひと・しごと創生の推進

～希望がかない、選ばれる三重への挑戦～

「希望がかない、選ばれる三重」をめざし、県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定するとともに、「まち・ひと・しごと創生」を推進する。

県では、少子化や人口減少への危機感の高まりを受けて、出生数の減少による自然減への対策として、少子化対策を推進するとともに、転出超過による社会減への対策として、国の成長戦略に先駆けて策定した「みえ産業振興戦略」の具現化や、南部地域の活性化など若者の働く場の確保、移住・定住の促進及び交流人口の拡大に向けた取組を進めてきたが、依然として人口減少に歯止めがかかっていない現状がある。

そのため、人口の流出抑制・流入促進及び交流人口の拡大に向けて、これまでの取組に加えて、進学時の対応としての「学ぶ」、就職・転職時の対応としての「働く」、そして、それらのベースでもあり、人を惹きつける魅力ある場としての「暮らす」のライフシーン毎に、幅広い視点から対策を検討し、**県版の人口ビジョン及び総合戦略**を策定するとともに、国の補正予算で措置された地方創生関連交付金等の財源や地域再生計画、地方創生特区等の仕組みを活用し、「**希望がかない、選ばれる三重**」をめざし、「**まち・ひと・しごと創生**」を一体的に推進する。

(2) 少子化対策 Ver. 2

～結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重への挑戦～

少子化対策については、平成 26 年度に策定した平成 27 年度から 31 年度までの中期計画「**希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン**」（以下「**みえ子どもスマイルプラン**」）に基づき、これまでの取組をより一層加速させる。

「みえ県民意識調査」の結果によると、さまざまな事情により結婚や子どもを持つことについて希望がかなわない現実があることが明らかになっており、理想と現実のギャップの要因となっている課題を解消し、県民の幸福実感を高めていくため、平成 26 年度は、少子化対策を重点テーマとし、全庁を挙げて取り組んできた。

さらに、平成 27 年度は、「みえ子どもスマイルプラン」に基づき、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」をめざし、今後 5 年間に集中的に取り組む 14 の施策を重点的な取組として位置付けるとともに、「少子化対策」を引き続き重点テーマとし、これまでの取組をより一層加速させる。

(3) 県民の暮らしを守る ～安全・安心を支える三重への挑戦～

(1) と (2) の取組を効果的に推進するための下支えとして、県民の皆さんの安全・安心を支える基盤づくりに取り組む。

平成 26 年は、県内で初めてとなる大雨特別警報が発表されるとともに、広島市での大規模な土砂災害や御嶽山噴火など、大規模自然災害の脅威をより一層強く感じる年となった。一方、阪神・淡路大震災から 20 年となる中、東日本大震災を機に高まった県民の防災に関する危機意識は年々低下している。そのため、あらためて県民の防災に関する危機意識を高め、「防災の日常化」の定着を図る。加えて、大規模自然災害への備えとして、**国土強靱化地域計画**を策定するとともに、基盤施設の整備等を推進する。

次世代を担う子どものセーフティネットとして、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を進める必要がある。そのため、**子どもの貧困対策**を推進するとともに、生活困窮者対策を推進する。

安心で質の高い医療・介護サービス提供体制の構築に向けて、医療介護総合確保推進法等に基づき在宅医療・介護連携を推進する必要がある。そのため、地域の実情・特性に応じた**地域包括ケアシステムの整備**に向けた取組を支援する。

ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数の増加、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい等、社会問題化する危険ドラッグの蔓延、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等、急速に拡大する県民の日常生活に潜む脅威に対応する必要がある。そのため、これらの脅威に対する緊急的な取組を推進する。

2 「選択・集中プログラム」において、特に注力する取組

(1) 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震は、極めて広域にわたる強い揺れと巨大な津波が発生する我が国最大級の地震であり、その被害を最小限に抑えるための対策を確実に推進していく必要がある。また、本県への襲来が懸念される大型の台風及び各地で頻発する大雨など、局地的な豪雨や竜巻を加えた風水害等への対応の強化が求められている。

このため、「三重県新地震・津波対策行動計画」や「三重県新風水害対策行動計画」などに位置づけた、「三重県復興指針（仮称）」、「三重県業務継続計画（BCP）」、「三重県農業版BCP（仮称）」、「三重県漁港BCP（仮称）」の策定や海拔ゼロメートル地帯への対策をはじめ、県民の命を守るための防災・減災対策の着実な推進を図るとともに、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づく対策を実施する。

また、地域住民の自助・共助活動の促進や防災教育の充実による地域防災力の強化を図るため、「みえ防災・減災センター」を核として、防災人材が地域や学校で行う活動を支援する取組を進めるとともに、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実を図る。

さらに、北勢広域防災拠点の平成29年度完成に向けて整備工事を進めるとともに、災害時に懸念される県南部地域の孤立化への対策として、航空燃料の備蓄に向けた取組を進める。

建物被害の軽減に向けては、市町と連携して木造住宅、ホテル・旅館等不特定多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化を促進する。また、県立学校では非構造部材の耐震対策の早期完了をめざして計画的に取組を推進するとともに、私立学校については校舎等の耐震化を促進する。あわせて、災害医療体制の充実に向け、災害医療コーディネーターの訓練等への参加を促進するとともに、地域災害医療対策会議を開催するなど、災害対応力のさらなる向上を図る。

基盤施設の整備に向けては、木曾三川下流域の海拔ゼロメートル地帯をはじめとした沿岸部の河川・海岸堤防の耐震対策のほか、河口部の大型水門等の耐震対策を進める。また、従来から取り組んでいる津波浸水予測区域内はもとより、区域外の河川堤防についても風水害対策として脆弱箇所対策に着手するほか、避難地等を保全するための施設整備を推進する。

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

大規模地震や異常気象による集中豪雨等の自然災害の脅威に対し、地域の安全・安心を支えるとともに、集積する産業や魅力ある観光等、地域の今ある力を生かした三重づくりを支える基盤として、さらに平成 33 年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、各競技会場への参加者や来場者の利便性、安全性の向上を図るため、**新名神高速道路、東海環状自動車道、北勢バイパスや中勢バイパス、桑名東部拡幅（伊勢大橋架替）等の整備を促進するとともに、これらと一体となった道路ネットワークの形成に向け、県管理道路の整備を推進する。**

新名神高速道路（四日市 J C T～新四日市 J C T）及び東海環状自動車道（新四日市 J C T～東員 I C）については、平成 27 年度中の確実な完成に向け、整備促進を図る。

近畿自動車道紀勢線については、平成 25 年度に全線開通した紀勢自動車道や熊野尾鷲道路のさまざまな整備効果が現れている中、東紀州地域のさらなる安全・安心の向上や活性化をめざし、**熊野尾鷲道路（Ⅱ期）、熊野道路及び新宮紀宝道路の整備促進**を図るとともに、**未事業化区間（熊野 I C（仮称）～紀宝 I C（仮称））の早期事業化**を国等に一層強く働きかけるなど、地域の悲願である紀伊半島のミッシングリンク解消に向けた取組を進める。

(緊急課題解決3)

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

県全体で医師数を確保するだけでなく、地域間、診療科目間での偏在を解消する必要があるため、医師修学資金貸与者等の若手医師に対して個別に働きかけを行い、**医師不足地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる地域医療支援センター後期臨床研修プログラム**の積極的な活用を促進する。

看護職員については、病院内保育所運営支援の充実や医療勤務環境改善支援センターにおける専門家派遣等、各医療機関による勤務環境改善の取組を支援することなどを通じ、定着促進に努めるとともに、平成 29 年までの看護職員需給見通しの策定に併せて、出向システムの導入などによる助産師の偏在是正も含めた、総合的な職員確保対策に取り組む。

また、各医療機関による女性医療従事者の勤務環境改善の取組を促すため、**女性が働きやすい医療機関を認証する取組**を進める。

医療介護総合確保推進法等に基づき**在宅医療・介護連携を推進**するため、地域の実情・特性に応じた**地域包括ケアシステムの整備**を見据え、**市町が行う在宅医療・介護関係者等の顔の見える関係づくり**などを支援するとと

もに、特に小児在宅医療について、これまでのモデル事業で得られた成果等を踏まえ、地域ごとに適した連携体制の構築を支援しながら、全県的な体制整備を進める。

さらに、ドクターヘリの他県との広域連携を進めるとともに、平成 26 年度に試行的に導入した ICT を活用した救急患者搬送情報共有システム「MIE-NET」のモデル地区での運用及び検証を行い、救急医療体制の確保に努める。

加えて、がん検診の受診率向上、がん患者の就労支援やがん教育など、市町、医療機関、民間企業等と連携してがん対策を推進する。

(緊急課題解決4)

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

県内雇用情勢は、有効求人倍率が平成 27 年 3 月末時点で 1.27 倍となるなど前年度より改善傾向にあり、都道府県別完全失業率の平成 26 年平均が全国で最も低くなる中で、少子高齢化の進展とあいまって、産業界では、人材不足が懸念されている。このような状況において、活力ある三重県を維持するためには、求職者と企業のニーズを踏まえた雇用施策を展開することにより、若年者や女性等が本県産業の担い手として活躍できる環境をつくる必要がある。

このため、引き続き戦略産業雇用創造プロジェクトに取り組み、本県の基幹産業であり、産業の裾野が広い自動車関連産業において産業政策と一体となった雇用政策を展開し、地域の雇用拡大につなげていく。

若年者の就労支援については、安定的な雇用により若年者の経済基盤を確立するため、就職や就労形態のミスマッチの解消に向け、県内企業の魅力発信、セミナー、インターンシップなどに取り組む。

また、首都圏からの移住を促進するため、「ええとこやんか三重 移住相談センター」において、県内企業情報の提供、就職相談等を行い、県内産業の担い手として活躍が期待される人材の U・I ターンを促進する。

女性の就労継続や再就職に向けた支援については、企業と女性の相互理解を促し、結婚・妊娠・出産・子育て期などライフステージごとに、女性が望む多様な働き方が実現できるよう、キャリアデザイン・ライフプランの形成や労働環境の整備を支援する。

福祉・介護や建設業など労働力不足を抱える分野や、今後、労働力不足が懸念される成長産業分野について、職場の魅力を伝えて潜在的な求職者を掘り起こすほか、雇成型訓練や中核人材・高度人材育成のための在職者訓練の実施などにより、安定的な人材の確保、労働力不足解消に向けて総合的に取り組む。

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

子育て家庭のニーズに応じたきめ細かなサポートが必要であることから、祖父母世代を含め地域で実践的な活動を行う人材の養成や、みえ次世代育成応援ネットワークの会員等民間の子育て団体による子育て家庭応援活動の支援に取り組む。

自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことを目的とした親子キャンプを実施するとともに、子どもや親、地域の大人等の意識や生活実態などに関する調査を行い、「みえの子ども・家庭白書 2015」(仮称)として取りまとめる。

平成 26 年度に策定した「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」を新たな三重県の出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」により着実に推進し、県内全域で切れ目のない母子保健サービスを実施できるよう、母子保健コーディネーターを中心とした総合的な相談体制の整備や産後ケアへの取組などを進める。また、医療機関と市町との連携を図り、県内のすべての市町で統一的な妊娠届出時アンケートを実施し、リスクの高い妊婦を早期に発見して個別支援を行うことで、妊娠期からの児童虐待の防止に取り組む。

また、**子どもを望む夫婦の経済的負担や精神的負担の軽減**を図るため、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育症治療への助成に一般不妊治療への助成を加えた**総合的な支援**を行うとともに、不妊専門相談センターにおける電話相談・面接相談に加え、不妊症認定看護師資格取得に係る費用の助成を行う。

さらに、社会的養護を必要とする全ての子どもが家庭的な環境のもとで養育されることをめざし、家庭養護や児童養護施設等の小規模化・地域分散化を進める具体的な方策を定める「**三重県家庭的養護推進計画**」に基づき、「1 中学校区 1 養育里親」の確保を目標に、市町や里親支援専門相談員等と連携・協力して里親の新規登録・委託の推進に取り組む。また、児童養護施設等のユニットにおけるユニットリーダーの配置や児童指導員等の職員加配による入所児童への処遇向上、施設入所児童の里親委託の推進や委託後の支援の充実を図る。

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

障がい者の工賃向上に向けて、共同受注窓口と事業所との連携・協力体制を一層進めるとともに、事業所の自主的な販路拡大等の促進と、官公庁における障害者就労施設等からの調達の拡大及び多様化に取り組む。

障がい者雇用を県民総参加で推進するため、**ステップアップカフェ「C**

otti菜（こっちな）」を効果的に活用し、障がい者の一般就労への支援等を進めるとともに、「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」における活動を通じて企業間の主体的な取組を支援し、障がい者を支える地域全体のステップアップを図っていく。また、こうした取組に加え、特別支援学校における外部人材の活用による職場開拓、農福連携等により、障がい者雇用率のさらなる改善につなげる。

さらに、福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である社会的事業所の運営を市町とともに支援し、障がいのある人とない人が対等な立場で共に働く場の確保に取り組む。

子どもの発達支援については、引き続き市町における専門人材の養成や、保育所等への支援ツールの導入を支援し、医療、福祉、教育が連携した途切れのない支援体制の構築を促すとともに、総合拠点として「三重県子ども心身発達医療センター（仮称）」及び併設する特別支援学校の整備を進め、全国的にも先進性の高い支援体制のさらなる充実を図る。

加えて、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、平成 26 年度に策定した「三重県特別支援教育推進基本計画」に基づき、すべての障がいのある幼児児童生徒に対して、個々のニーズに応じた指導とキャリア教育を推進する。

平成 26 年度に改訂した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づく重点的な取組として、障がい者雇用に関する取組や、障がい者への途切れのない支援に取り組むほか、障害者差別解消法に基づく権利擁護の取組や、グループホームや生活介護など、地域での生活を支援するための障がい福祉サービスの充実に取り組む。

(緊急課題解決7)

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

首都圏営業拠点「三重テラス」については、これまでの成果や課題を踏まえ、より魅力的な営業拠点となるよう改善を重ねる。また、日本橋エリアの関係団体や他県アンテナショップとの連携等を通じて、首都圏におけるネットワークの強化と拡大を図るとともに、「三重テラス」で行うイベントや講座における参加者との連携を継続することで、コアな三重ファンの形成につなげ、本県の魅力発信を推進する。

関西圏においては、「関西圏営業戦略」に基づき、消費者やマスコミ等に三重の魅力を訴求し、より効果的な営業活動を展開することにより、観光誘客の増加や「食」の販路拡大につなげる。

県産農林水産物等の輸出促進に向けて、これまでの台湾、タイにおける三重県物産展や「2015年ミラノ国際博覧会」への出展等、B to C（企業・

消費者間取引)の取組に加えて、海外での販売拡大が期待できる県産品については、バイヤー招へいや見本市への出展による商談機会の創出など、**BtoB(企業間取引)の取組を推進**する。

産学官の連携により地域資源を生かした商品を開発する「みえフードイノベーション」を総合的に推進し、**県内農林水産業を牽引する新たな商品やサービスを創出**する。

地域の自立的な取組を推進する地域活性化プラン及び地域水産業・漁村振興計画を策定する地域の拡大とその実践に対する支援を通して、6次産業化の取組や農水産物の高付加価値化を加速し、本県の「食」の魅力等を生かした「もうかる農林水産業」の実現につなげる。

(緊急課題解決8)

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

国の成長戦略の改訂や人口減少社会の到来、経済情勢の変化を踏まえ、特定の産業に依存することなく、強じんて多様な産業構造への転換を図るとともに、地域の雇用や経済、社会を支える重要な存在である中小企業・小規模企業の持続的な発展を地域全体で支援していく必要がある。

このため、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、引き続き関係機関と連携しながら、中小企業・小規模企業の経営の安定を図るための支援、新たな事業展開及び人材育成・確保の支援などに取り組む。

成長分野における投資やマザー工場等の付加価値創出型施設への投資などに対する支援を行うとともに、規制の合理化など操業環境の改善・整備に取り組む。また、**対日投資の促進**に向けて、全国に先駆けた取組を行い、アジアの生産拠点などをめざす外資系企業等の誘致を推進する。

加えて、地方創生の観点から、企業の東京圏や大阪圏、海外の**本社機能の県内への移転**を促進する。

環境・エネルギー関連産業、ヘルスケア産業及び航空宇宙産業は、今後期待されている成長産業であり、特に航空宇宙産業については、「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」制度を活用するなどして、県内企業の新規参入や事業拡大に向けて支援するとともに、平成26年度に策定した「**みえ航空宇宙産業振興ビジョン**」に基づき、取組を進める。

さらに、県内企業の国際競争力向上を図り、本県産業の発展につなげるため、海外ビジネスサポートデスク、ジェトロをはじめ各支援機関と連携して、県内企業の海外事業展開を支援するとともに、産学官金で構成する「三重県企業国際展開推進協議会」を通じて、県内企業のニーズ・課題等を的確に把握してきめ細かな支援を行い、官民一体となって各分野が連携して取り組む「**みえ国際展開推進連合協議会**」を核として「**オール三重**」

で本県の国際展開を推進する。

こうした取組により、本県における成長産業のためのプラットフォームづくりを進めるとともに、沖縄国際物流ハブの活用など他県とも連携しながら、県内企業の販路ネットワークの拡大支援に取り組む。

なお、成長産業への攻めの取組の展開や、産業構造に影響を及ぼす外部環境の変化にいち早く対応していくため、「みえ産業振興戦略」を改訂し、「世界の中で三重県が果たす役割」という軸を明確に打ち出すとともに、本県の産業集積の強みに立ち返り、北勢地域における次世代を見据えたものづくり戦略の検討を進めるなど、新たな展開を図っていく。

(緊急課題解決9)

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

野生鳥獣による農林水産被害金額は6億2千9百万円（平成25年度）となり、平成23年度の8億2千万円、平成24年度の7億円に比べ、着実に減少しているものの、ニホンザルによる被害が特に深刻な状況にある。

このため、獣害対策に取り組む集落づくりに向けて、集落住民の獣害対策に取り組む機運の醸成や集落リーダーの育成、侵入防止柵の計画的な整備を促進する。

また、ニホンザルの対策として、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）に基づき実施する追い払い活動への支援やサルに効果の高い侵入防止柵の普及、ICTを活用して複数の大量捕獲わなや接近センサーなどを一元的に管理し、**防除、捕獲、処理の一貫体系技術**を確立する。

地域捕獲力のさらなる強化に向けて、野生鳥獣の捕獲位置・頭数や被害状況などのデータをGISで一元的に表示する「**獣害情報マップ**」を作成するとともに、このマップを活用して市町の「**捕獲促進プラン**」作成等を支援する。

獣肉等の需要拡大に向けて、安全性や品質が確保された獣肉であることを証明する「**みえジビエ登録制度**」の登録事業者を増やすほか、みえジビエを取り扱う事業者が業種を超えて意見交換等を行う、「**みえジビエ推進協議会（仮称）**」の設立に対する支援に取り組む。

加えて、「**みえフードイノベーション**」の取組等と連携した獣肉等の新商品や新メニューの開発・販売、「**三重テラス**」のネットワークを活用した首都圏での販路拡大等に取り組む。

(緊急課題解決10)

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

地域の暮らしの安全・安心を確保するため、過去に**産業廃棄物が不適正処理**された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五

反田、四日市市内山) については、**産廃特措法による国の支援**を受けて、恒久対策を実施していく。

恒久対策に係る実施計画に基づき、着実に工事を進めており、平成 34 年度末までに 4 事案とも対策が完了するよう、適切に事業の進捗管理を図っていく。

また、新たな不適正処理事案を発生させないよう、産業廃棄物の排出量が多い事業者に対して電子マニフェストの利用や優良産廃認定業者の活用促進を強力に働きかけ、**不法投棄を許さない社会づくり**を進める。

(2) 新しい豊かさ協創プロジェクト

(新しい豊かさ協創1)

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

平成 26 年度全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査の平均正答率は全ての教科において、3 年連続して全国を下回っているなど、大変厳しい結果となった。中学校については、数学を中心に改善の兆しがみられるものの、小・中学校ともに、全ての学習の基礎ともなる国語で、特に小学校では算数も含め、大きな課題がある。また、学力との相関関係があると指摘されている「授業における『目標の提示と学習内容を振り返る活動』」等の授業の進め方について、平成 25 年度と比較して改善がみられない。

三重の子どもたちは多くの可能性や能力をもっている。しかし、それらを引き出し、育てていくことができていない。この現実を、県教育委員会のもとより、市町教育委員会及び全ての学校の校長と教職員一人ひとりが真摯に受けとめ、子どもたちが自信をもって新しい社会を創造していく力を育むという、教育の使命を果たしていく必要がある。

県教育委員会を含む全ての教育関係者さらに保護者や地域の方々が学力向上に取り組むため、新設の「**学力向上推進プロジェクトチーム**」を中心に、学校や地域への支援体制を充実し、**各学校における授業改善を核とした組織的な取組**を推進していく。

また、学校関係者が組織的な学力向上の取組へと高めていくため、**全ての教職員等**が危機感を持って日頃の教育活動を振り返るなど**意識改革**を図るとともに、市町教育委員会と学校が主体的に、保護者や地域に対して**全国学力・学習状況調査結果**をその分析や改善方策等と合わせて**公表・説明**を行う。その分析等については民間機関にも協力を依頼する。特に小学校に課題が大きかったことから、全ての小学校を県の指導主事等が訪問するとともに、小中学校長会と連携し、**授業における目標の提示と振り返り**

活動の設定等、指導方法の基本である具体的な行動項目を掲げての取組の迅速な実施と確認及び検証を行う。

さらに、教職員の指導力の向上を図るため、国の教育機関から講師を招へいした研修会等の開催、指導主事等の学校訪問等による学力向上に向けた研修会の開催と授業の改善、全国学力・学習状況調査、「みえスタディ・チェック」、「ワークシート」の全小中学校での活用とその結果分析による取組の徹底及び全国学力・学習状況調査結果に成果が見られた県内市町教育委員会・学校による優良事例の発表会の開催を行う。

加えて、家庭や地域との連携のもと、各学校における土曜日の授業等の成果を県内に普及させるなど、教育環境の充実を図る。また、学校図書館等での読書活動の充実、生活習慣の改善につなげるチェックシートの活用等家庭での取組を市町教育委員会と連携して実施する。

グローバル人材の育成に向けて、「グローバル三重教育プラン」に基づき、高校生の留学支援等により児童生徒が自らの考えを発信する等の機会を創出するとともに、大学等との連携による課題設定型学習の実施等により、将来のグローバルリーダーとして行動する力、他者とともに新しい社会を創造する力の育成に取り組む。

また、県オリジナルの小学生向け英語音声教材の活用・促進、小学校教員への英語研修の実施等により、英語で積極的にコミュニケーションを図る力の育成に取り組む。

平成 27 年度は「みえの学力向上県民運動」の集大成として、「成果発表県民大会」を開催し、同運動を総括するとともに今後のあり方を検討する。

(新しい豊かさ協創2)

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

平成 26 年度に制定した「三重県スポーツ推進条例」及び条例を推進するために策定した「三重県スポーツ推進計画」に基づき、「県民の力を結集した元気なみえ」の実現に向けた取組を進める中で、平成 30 年の全国高等学校総合体育大会の本県を中心とした東海 4 県での開催、平成 32 年の全国中学校体育大会の東海 4 県での開催、平成 33 年の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、市町や競技団体など関係機関と連携・協力しながら準備を進める。

全国高等学校総合体育大会での入賞件数が、平成 26 年度には 50 件と前年度の 34 件から大幅に増加するなど、これまでの取組の成果が着実に現れてきている。大規模大会等での本県選手の活躍は、県民の皆さんに夢と感動をもたらし、県民の一体感の醸成につながることから、「三重県競技力向上対策基本方針」に基づき、将来有望なジュニア・少年選手の発掘・

育成・強化を計画的に推進するとともに、障がい者スポーツ選手の育成・強化や専門的な知識を有する障がい者スポーツ指導員・審判員の養成を推進する。

また、スポーツを観光振興や地域づくりにつなげ、スポーツを通じた地域の活性化を推進するため、スポーツコミッションの取組に係るアドバイザーの派遣やスポーツイベント等に県内トップチーム選手の派遣を行うとともに、新たに補助制度を創設し、市町が行うスポーツイベントの誘致等を支援する。

さらに、みえのスポーツを支える人づくりを推進するため、県民の皆さんが広くスポーツを支える「みえのスポーツ応援隊」(スポーツボランティアバンク)について、登録者の拡大及び育成を図る。

(新しい豊かさ協創3)

スマートライフ推進協創プロジェクト

東日本大震災後の厳しいエネルギーの需給状況を受け、環境・エネルギー関連分野の技術の活用や新エネルギーの導入を図りつつ、ライフスタイルや生産プロセスなどあらゆるシーンで変革を促す取組を進め、環境負荷を減らしながらも豊かさを実感できる「スマートライフ」への転換を進める取組が求められている。

このため、「三重県新エネルギービジョン」及び「みえグリーンイノベーション構想」の具現化に向け、「みえスマートライフ推進協議会」を核とした産学官の交流・連携の場を設け、環境・エネルギー関連産業の育成・集積及び地域資源を生かした新エネルギーの導入促進に向けて事業を展開する。

具体的には、新エネルギーの導入を促進するため、国の「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」等を活用するとともに、まちづくりの視点から桑名市、熊野市及び鳥羽市答志島で行っている各地域プロジェクトにおいて民間企業等の参画を図り、ホームエネルギーマネジメントシステムの導入、EV(電気自動車)・小型電動モビリティの活用、木質バイオマスの活用によるエネルギーの供給システムの構築など、地域課題の解決に資する取組を進める。また、低炭素社会の実現に向け、伊勢市においてEV等で観光できる環境づくりを引き続き進める。

また、新しいエネルギー関連産業の育成を図るため、四日市コンビナート企業等と連携し、地域資源を活用したバイオ燃料の開発をはじめとしたバイオリファイナリーに係る具体的なプロジェクト化の検討、メタンハイドレートの実用化に向けた技術動向を踏まえた地域活性化の検討を行う。

さらに、水素エネルギーに関しては、その利活用を新しいまちづくりに結びつけられるよう、課題整理のための調査を行うとともに、市町等と情

報収集、意見交換等を行う。

加えて、ICT、ビッグデータ等を活用して産業振興、地域活性化につなげていくため、「みえICTを活用した産業活性化推進協議会」等において新たなビジネスモデル・社会モデル創出に向けての取組を進める。

なお、「三重県新エネルギービジョン」については、新エネルギーの導入目標に対する進捗状況、国の動向、社会経済情勢の変化などを踏まえ、中間的な評価を行う。

(新しい豊かさ協創4)

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

三重県観光キャンペーンでは、神宮式年遷宮や熊野古道世界遺産登録10周年の好機を捉え、企業や市町と一体となって三重県の「認知度向上」、「周遊性・滞在性の向上」、「リピーターの獲得」に取り組んでおり、「みえ旅パスポート」発給数は、平成27年3月末時点で39万冊に達しているが、今後も持続的な観光誘客に取り組む必要がある。

このため、**三重県観光キャンペーンの集大成の年**として、みえ旅パスポートのステージ達成者への誘客促進、みえ旅案内所やみえ旅おもてなし施設等のおもてなしの見える化、地域資源を生かした旅行商品の造成など、これまでの成果を生かしつつ、キャンペーン終了後、さらには次の遷宮も見据えた観光誘客に取り組む。

具体的には、割引率を設定した「みえ旅プレミアム旅行券」の発行等により、観光消費額の増大を図るとともに、市町、観光関係団体、観光事業者等と一体となって、自然、食、文化などのテーマを明確にした情報発信や首都圏の女性などターゲットを絞った観光誘客など、おもてなしのさらなる向上を推進する。

また、平成28年に伊勢志摩国立公園指定70周年を迎えることを契機としたエコツーリズムの推進に取り組むとともに、NPOや観光関係団体等と連携し、**バリアフリー観光**の情報発信や地域におけるコンシェルジュ機能を強化するなど、バリアフリー観光を推進する。

海外誘客については、台湾及びタイ、マレーシアをはじめとする東南アジア等を中心に、海外の旅行会社に対する商談会や本県の観光PRに加え、個人の外国人旅行者(FIT)に対し、海女や忍者、F1日本グランプリなど、三重県の**クールジャパン資源**を活用したプロモーションや**外国人観光客向け口コミサイト、フェイスブック等SNS**を活用した情報発信を強化するとともに、割引率を設定した宿泊券・商品券を発行し、本県への誘客、認知度向上を図る。また、**無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の充実**や**外国人観光客向け消費税免税店の拡大**など受入環境の整備を促進する。

三重県観光キャンペーンやインバウンドの取組の成果や課題を踏まえ、

県内での観光消費額の拡大、観光の産業化の実現等の観点から、次期観光振興基本計画の策定に取り組む。

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

子どもや若者をはじめ、外国人住民や障がい者など、幅広い層の県民の皆さんが、主体的に社会や地域の活動に参画するための支援や場づくりなどに取り組んでいる中で、さらに活動の質的向上を図るとともに、さまざまな主体の参画が促進される仕組みが求められている。

このため、「高等教育機関と地域との連携の仕組み」の具体的な検討や、大学生ボランティア等による非行少年等の立ち直りのための「少年の居場所づくり」の展開、多くの県民の皆さんと連携した「飲酒運転0（ゼロ）」をめざす普及・啓発の展開、農業・農村における「日本型直接支払制度（多面的機能支払）」による子どもや若者が参加する地域コミュニティ活動の定着促進などに取り組む。

また、外国人に情報提供するための多言語ホームページの充実や、障がいの者の芸術・文化活動の活性化を図るための「三重県障がい者芸術文化祭」の開催のほか、「美し国おこし・三重」によって蓄積されてきたパートナーグループの活動実績やノウハウ、ネットワークなども活用するとともに、中間支援組織と連携したNPO法人の運営基盤強化や大規模災害発生時に備えた現地災害ボランティアセンター関係者の連携強化を促進する。

これらの取組を通じて、多様性をもつ県民の皆さんが、地域づくりの担い手として、自ら能力を発揮しながら積極的に社会に参画し、地域の課題解決に取り組む「協創」の地域づくり、社会づくりを一層推進する。

(3) 南部地域活性化プログラム

熊野古道世界遺産登録 10 周年と高速道路の整備を好機として誘客促進に取り組んだことで、平成 26 年の熊野古道来訪者数は平成 25 年の 30 万 8 千人を 12 万人余り上回り、過去最多の 42 万 9 千人（対前年比 39%増）となった。

また、南部地域の市町等関係者と課題を共有し、連携を密にして取り組むことで、定住促進に向けた仕組みづくりが進んでいる。

しかしながら、全国的に人口減少社会の到来に対する危機感が広がっている中、南部地域においても過疎化、高齢化が進行しており、より一層の取組が求められている。

このため、引き続き南部地域活性化基金の活用により、若者の働く場の確保、交流人口の拡大及び集落の活性化など地域の特性を生かしたさまざま

まな取組を支援するとともに、「ええとこやんか三重 移住相談センター」の活用や地域で生き生きと暮らす人々に焦点をあてた情報発信などに取り組むことで南部地域への移住・定住を促進する。

また、地域の宝である熊野古道を次の10年につなげていくため、これまでの取組や古道の保全と活用に関する活動指針である「熊野古道アクションプログラム」を踏まえて、地域が主体となった来訪者の受入体制の充実と伊勢から熊野への道程をつなぐ仕組みづくりを促進するとともに、「熊野古道サポーターズクラブ」を活用し、保全や伝承に携わる担い手育成など古道の価値を次世代に伝えるための体制づくりに取り組む。

さらに、地域活性化に携わる人々のネットワークづくりやこれらの活動を支えるサポート人材の育成に取り組むことで、さまざまな主体による自発的な取組を促進する。

3 社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組

(1) 少子化対策

「みえ子どもスマイルプラン」の目標達成に向けて、引き続き「少子化対策」を重点テーマとし、特に注力すべき取組については、「重点化施策」として位置づけ、経営資源を重点的に配分¹することにより、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」というライフステージに「働き方」を加えた分野毎に、切れ目のない支援を展開する。

【ライフステージ毎の取組】

(子ども・思春期)

子どもの発達段階に合わせた児童生徒等へのライフプラン教育について、引き続き推進するとともに、大学生や企業等の若手従業員等にも妊娠適齢期を含めた妊娠・出産についての正しい知識を提供し、今後の働き方やライフプラン等について考え、行動するきっかけづくりを行う。

(若者／結婚)

安定的な雇用により若年者の経済基盤を確立するため、就職や就労形態のミスマッチの解消に向け、セミナーやインターンシップなど、若年者の就労支援に取り組む。

平成26年12月に開設した「みえ出逢いサポートセンター」により、結婚を望む人へ情報を提供し、出逢いの場の創出を支援する。また、結婚に対するポジティブなイメージを持ってもらうための啓発を行う。

(妊娠・出産)

子どもを産みたい人が産みたいときに安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き、総合的な周産期医療体制を整備するとともに、特定不妊治療、男性不妊治療及び不育症治療への助成に、一般不妊治療への助成を加えた総合的な経済的支援や、不妊症や不育症に関する電話相談等を行う。また、妊産婦等の育児不安や育児負担を軽減するため、新たな出産・育児支援体制である「出産・育児まるっとサポートみえ」により、県内全域で切れ目のない母子保健サービスを実施できるよう、母子保健コーディネーターを中心とした総合的な相談体制の整備や産後ケアへの取組などを進める。

¹ 「重点化施策」は、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げる施策のうち、少子化対策に資する「施策121 医師確保と医療体制の整備」「施策212 男女共同参画の社会づくり」「施策221 学力の向上」「施策231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり」「施策232 子育て支援策の推進」「施策331 雇用への支援と職業能力開発」とする。

(子育て)

保育の必要な低年齢の児童が入所待機になることがないように、保育士の確保に向けて、保育士の継続就業支援、復帰支援を行うとともに、保育士資格の取得をめざす学生に対して修学資金の貸付を行う。また、必要な地域に放課後児童クラブが設置され、運営できるよう市町や事業実施主体の取組を支援するとともに、ひとり親家庭の利用料を補助する制度を創設するなど、**放課後児童対策を充実**する。さらに、多子世帯に対する支援について検討を進める。

男性の育児参画をさらに推進するため、子育て中の男性同士が情報交換やアドバイス等を行えるネットワークである「**みえの育児男子倶楽部**」の活動を推進する。また、自然体験を通じて子どもの生き抜く力を育むことを主眼とした親子キャンプを実施するとともに、野外体験保育の必要性について検証する。

(働き方)

妊娠・出産・子育て等と仕事を両立しながら働きたいと考える女性が希望する形で就労できるよう、希望がかなう労働環境づくりを支援する。また、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの取組やマタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組や職場の管理職の「イクボス」などを推進する。

【少子化対策を支える取組】

(県民の意識の高まり、環境の整備等)

地域の実情に応じて地方目線で少子化対策に取り組む市町に対して支援を行う。

また、県内各市町の少子化対策に関する取組をとりまとめて、総合的に情報発信し、県内各市町のさらなる事業展開を促進するとともに、県民の少子化対策に関する機運の醸成を図る。

そのほか、多様な主体の参画を得ながら、少子化対策に関する県民運動を展開するとともに、地域社会全体で子どもの育ちや子育てを支えていくという趣旨に賛同する団体や企業を増やし、活発に活動できるような環境づくりを進める。

(2) 人口減少への対応 (社会減対策)

人口の社会減対策については、雇用確保のための産業振興策に加え、南部地域活性化の取組など若者の就労支援や移住・定住の促進など、個別の政策としては従来から取り組んできたが、人口の流出傾向に歯止めがかかっていないのが現状である。

このため、これまでの取組に加えて、「学ぶ」、「働く」、「暮らす」のライフ

シーン毎に、幅広い視点から対策を検討する必要があることから、「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」の将来人口推計の発表に先立って、「三重県経営戦略会議」での議論を重ねるとともに、庁内に各部の副部長等で構成する「人口の社会減対策検討会議」を設置し、検討を進めてきた。

このような中、国では、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるとともに、平成 27 年 1 月に本県が求めていた地方が自由に使える新たな交付金が、平成 26 年度補正予算において先行的に措置された。また、国が地方創生のモデルとして位置づける改正地域再生法に基づく地域再生計画として、本県から提案した『食』で拓く三重の地域活性化」と「航空宇宙産業の振興による地域活性化」が、平成 27 年 1 月に第一号の認定を受けた。さらに、国家戦略特区を進化させ、手続の簡素化や専門家の派遣など、国が総合的な支援を行う「地方創生特区」が創設された。

これらを受けて、県では、平成 27 年 1 月に設置した「**三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部**」を中心に、**県版の人口ビジョン及び総合戦略**を策定するとともに、地方創生関連交付金等の財源や地域再生計画、地方創生特区等の仕組みを活用し、「**まち・ひと・しごと創生**」に係る先行的な取組を一体的に推進する。

(学ぶ)

本県では、県内の大学進学者のうち 8 割が県外に進学するとともに、県内大学出身者の 5 割が県外に就職するなど、大学進学時や就職時における若者の県外流出が大きな課題である。

このため、**若者の県内定着**に向けて、「**高等教育機関コンソーシアムみえ(仮称)**」の構築の検討など県内高等教育機関相互や県内高等教育機関と地域との連携による魅力向上の促進、地域や県内高等教育機関の魅力発信、大学収容力の向上のための調査・研究などに取り組む。また、学生の確保、学生の県内定着、地域貢献に向けて高等教育機関が行う魅力向上・差別化に向けた取組を支援する。

また、「学び」の選択肢拡大に向け、新しい施策の提案をめざして有識者を交えた懇話会を設置し、検討を行う。

(働く)

本県の産業は、ものづくり産業に強みがあるものの、世界経済の動向や個別企業の業績等の影響を受けやすい構造であることから、特定の業種に偏らない強じんて多様な産業構造の構築が必要である。また、人口減少に伴い、国内市場の縮小が見込まれる中、人口減少を前提として地域経済を維持するためには、海外も含めた新規需要の獲得や雇用の創出等が必要である。

このため、今後の成長産業として見込まれる航空宇宙、ヘルスケア、食などの分野における**人材育成、商品開発や販路拡大等の支援、企業の本社機能の本県への移転促進**、本県の魅力を世界に発信し、多くの人を呼び込むための**国内外からの誘客**などに取り組む。

さらに、**働く場の質の向上**を図るため、長時間労働の抑制や休暇の取得促進などワーク・ライフ・バランスの取組を推進するとともに、女性が活躍できる社会機運の醸成に向けた取組を支援する。

○航空宇宙産業の振興

航空宇宙産業は、世界的に航空機の需要が拡大し、「今後 20 年間で世界の民間機需要は約 2 倍になる」と予想される。こうした中、本県では、我が国初の国産小型ジェット旅客機MR Jの量産拠点の誘致や、「アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区」への県内の参加企業数の増加など、航空宇宙産業に係る県内企業の期待が高まりつつある。

一方、航空宇宙産業は技術取得など人材育成に時間がかかることや、参入にあたり、特有の認証取得が必要になるなどの課題がある。

このため、平成 26 年度に策定した「**みえ航空宇宙産業振興ビジョン**」に基づき、本県の産業構造の強みである自動車産業で培った高度な技術の集積を生かし、県内企業の人材育成や参入促進に取り組むなど、本県の航空宇宙産業の振興を図る。

○食の産業振興

食関連産業は、農林水産業、製造業、サービス業が関わる裾野の広い産業である。本県では、製造業全体のうち、食料品製造業において事業所数で第 1 位、従業者数で第 3 位を占め、また卸売・小売業のうち、飲食料品を扱う事業所数においても約 3 分の 1 を占めるなど、多くの雇用を創出している。

さらに、豊かな食材や多様な食文化、特徴ある企業の立地や特色ある人材の輩出など高いポテンシャルを有しており、今後の成長が期待できる。

このため、本県の食の産業振興に取り組むための指針として「**みえ食の産業振興ビジョン**」を策定し、これに基づき施策を集中的に展開していく。

具体的には、本県が誇る「食」について、食の国際会議「ワールド・オブ・フレーバー」、「2015 年ミラノ国際博覧会」、2017 年の「全国菓子大博覧会・三重」といった「食」をテーマとする国内外のイベントに参加・出展することで、国内外に三重の「食」の魅力を発信するとともに、企業等の商品開発や国内外への販路開拓等の支援を進め、食の産業振興を図る。

一方で、食に期待される価値（食味、機能性、安全性）を消費者に確実に提供していくため、生産者、流通販売や食品加工に携わる事業者、ものづくり企業、医療機関や福祉事業者等の結びつきをさらに強めるとともに、それぞれの役割や機能を効果的に発揮していくことが求められている。

このため、ICTやビッグデータ等を活用した事業環境の整備、「みえフー
ードイノベーション」の取組と連携した**食のバリューチェーンの構築**による
商品開発や国内外への販路開拓等を進める。

○林業の活性化

県内初の木質バイオマス発電所が平成 26 年度に本格稼働するなど、新
エネルギーとしての木質バイオマスへの期待感が高まっている。

そのような中、燃料となる木質チップの需要量は平成 27 年度には 7 万ト
ンを見込んでいるが、平成 26 年度の県内産木質チップの供給量は約 2.4 万
トンに留まっている。

加えて、戦後、造林された県内の人工林の大半が伐採期を迎えているもの
の、木材価格の低迷等により、林業事業体の経営意欲は低下し、林業の生産
活動は停滞をきたしている。

このため、木質バイオマス発電における木質チップ需要が林業全体の下支
えとなる好機に、本格的な主伐（皆伐）の促進による素材生産量の増加と木
材の安定供給を図るなど、**林業の活性化**を進める。

（暮らす）

国の調査によると、首都圏在住の関東圏以外の出身者の約 5 割が移住を検討
したいと考え、Uターンについては約 3 割が移住を希望していることが明らか
になっている。本県への移住を促進するためには、移住希望者のニーズの的確
な対応とともに、暮らす場としての地域ブランドの確立、移住希望者への情報
発信及び相談体制の強化等が必要である。

このため、本県が世界に誇る豊かな自然・歴史・文化等の**地域資源を活用し
た交流の促進**に向けて、三重の自然の魅力をまるごと生かし体験できる取組や、
子どもを対象にした参加型でしごとを体験する取組、三重県総合博物館（M i
e Mu）を活用した三重の地域資源の発信などを実施する。

また、首都圏からの県内移住を促進するためのワンストップ窓口である「え
えとこやんか三重 移住相談センター」の設置や空き家リノベーションの促進
など**総合的な移住の促進**に取り組む。

○スポーツの推進

平成 30 年の全国高等学校総合体育大会の本県を中心とした東海 4 県での
開催、平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催及び
全国中学校体育大会の東海 4 県での開催、平成 33 年の国民体育大会・全国
障害者スポーツ大会の本県開催が予定され、今後、県民のスポーツへの関心
の高まりがますます期待される。

こうした中、本県の競技力の状況は、平成 26 年度の国民体育大会の男女
総合成績が 32 位と前年の 41 位から上昇した。平成 27 年度は 20 位台の達成

と男女総合得点で1,000点の獲得をめざすとともに、平成33年の国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得、さらには大会後の好循環をつくっていくため、競技力向上に向けた取組を加速させていく必要がある。

また、国では、国際競技力向上に向けて、女性アスリートの育成・支援の取組が展開され、オリンピックでも採用されている競技・種目の女子種別が、平成28年の国民体育大会から新たに追加されることが決定された。

このため、ジュニア選手及び少年選手の育成・強化や成年選手の県内定着に向けた取組、指導者の確保、女性アスリート・サポート体制の充実とともに、障がい者スポーツ選手等の育成・強化などに取り組む。さらに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ地誘致を行う。

(3) 複雑化・深刻化する危機に備える緊急的な取組

【激化する自然災害への緊急的な対応による地域防災力の強化】

南海トラフ地震に加え、これまでの台風や前線による大雨等の風水害だけでなく、平成26年8月豪雨による広島市での大規模な土砂災害や県内初の特別警報が発表された大雨など、激化する自然災害に備えるため、地域防災力の強化が求められている。

大規模自然災害に備えるため、国土強靱化地域計画を策定するとともに、激化する自然災害への対応として、土砂災害について、警戒区域の指定の推進に向け、土砂災害危険箇所(16,208箇所)における基礎調査の完了年度を従来の目標から5年間前倒しして、平成36年度完了から平成31年度完了とするため、平成27年度は基礎調査を加速するほか、施設整備など必要な対策を充実させるとともに、河川堆積土砂の撤去を推進するなど、防災・減災に向けた取組を進める。

また、公共土木施設の老朽化対策として、平成26年度に実施した緊急点検結果に基づく緊急修繕を平成27年度中に完了させるとともに、長寿命化計画に基づき点検・診断・措置・記録を確実に実施し、メンテナンスサイクルの確立を図り、効率的な修繕・更新等を進める。なお、メンテナンスサイクルの確実な実施にあたり、「維持管理の見える化」に取り組む。

加えて、地域防災の組織力がさらに発揮できるように、消防団と自主防災組織との連携による新たな仕組みの構築、「防災の日常化」のさらなる展開を図るための防災人材の育成や活用等に取り組む。

【貧困の連鎖解消等のためのセーフティネット機能強化】

子どもの貧困率が16.3%(平成24年)と先進国の中でも厳しい状況にあり、国では、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定された。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を

超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を進める必要がある。

そのため、県内の子どもの貧困状況の調査を行ったうえで、**子どもの貧困対策を推進**するため、「**三重県子どもの貧困対策計画（仮称）**」を策定する。

また、平成 27 年 4 月に施行される生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護の前段階にあり、制度の狭間で支援の受けられなかった生活に困窮している世帯に対し、自立のための相談支援や就労準備支援などを行う。

さらに、生活保護世帯をはじめとした生活に困窮している世帯の子ども、児童養護施設等に入所している子ども等への学習支援を行い、高校進学率の向上等を図る。

加えて、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策として、児童生徒や保護者の状況をスクールカウンセラーが把握するとともに、スクールソーシャルワーカーが学校や保護者と福祉等の関係機関をつないだり、つなぎ直しをするなど、それぞれの家庭に寄り添った支援体制を構築する。

【急速に拡大している県民の日常生活に潜む脅威への緊急的な対応】

本県では、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数が過去最多を記録するとともに、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど、極めて深刻な状況にある。また、性犯罪・性暴力の被害者は、精神的なショック等から相談をためらうことが多くなっており、性被害の潜在性が明らかになっている。

さらに、全国的に社会問題化している危険ドラッグの吸引者による交通人身事故の発生や、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の急増等、県民の暮らしに対する新たな脅威が顕在化している。

このため、ストーカー事案・配偶者暴力事案における被害者等の保護対策の強化、防犯カメラの設置等子ども・女性を守るための環境整備を行うとともに、**性犯罪・性暴力被害者の総合的な支援体制**（ワンストップ支援センター）として、6月に設置した「**みえ性暴力被害者支援センター よりこ**」を運営していく。また、危険ドラッグの蔓延を食い止めるため、薬物濫用防止に関する条例制定について取組を進めるとともに、広報啓発や鑑定の迅速・高度化等による取締りを強化する。さらに、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の関与者の検挙や金融機関等に対する注意喚起等の対策に取り組む。

Ⅲ 平成 27 年度の行政運営

平成 27 年度は、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けて県政の諸課題の解決を着実に推進するとともに、これまでの成果・課題を検証し、平成 28 年度以降の戦略である次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」を平成 27 年度中に策定する。

(1) 三重県行財政改革取組等の推進

(「三重県行財政改革取組」等の着実な推進)

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、取組期間の最終年度を迎えることから「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全ての具体的取組における目標達成に向け着実に推進するとともに、これまでの取組の成果・課題を検証し、平成 28 年度以降の取組のあり方について検討する。

また、平成 26 年度においても、職員による無免許運転等の不祥事が発生していることから、引き続き「コンプライアンスの日常化」に取り組む。

さらに、税外未収金については、平成 26 年 4 月施行の「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、縮減に取り組む。

(「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」による県民に成果を届けていく県政運営)

「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」においては、「オールインワンシステム」を主要なツールとして、予算要求・年間計画策定・進捗管理・政策評価・事業見直しなど、さまざまな場面で必要とされる情報を一元的に管理し、「政策協議」では、前年度の取組の評価や現年度の上半期の進捗状況を踏まえて、確実に改善につなげるための検討を行い、次年度の経営方針、当初予算に的確につなげていく。

また、「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」の効果等についても検証を行い、「みえ県民力ビジョン」に掲げた理念や目標を着実に実現・達成し、県民の皆さんに成果を届けることができる県政運営に取り組む。

(広聴広報の充実による県政の質の向上)

I C T の普及拡大による広報媒体の多様化やコミュニケーション構造の変化が進む中、自治体と県民との接点である広聴広報活動において、より効果的なコミュニケーションのあり方が問われている。また、少子化や人口の社会減対策、女性の活躍促進、観光誘客をはじめとする産業振興などの県政の重要施策の推進にあたっては、情報を必要とする人や P R を行いたいターゲットへ情報を確実に届けて、政策効果を最大限まで高めることが必要であり、県の情報

発信のあり方を大きく見直すことが求められている。

このため、平成 26 年度に策定した「三重県広聴広報アクションプラン」に基づき、これまでの広聴広報のあり方を抜本的に見直す中で、全庁的に情報発信のクオリティ・コントロールができる仕組みを構築し、「三重県広聴広報基本方針」（平成 25 年 2 月策定）に掲げた戦略的・計画的な広報活動及び政策形成につながる広聴活動を全庁一体となって実現していく。こうした活動を通じて、県の取組や「協創」の成果を県民の皆さんに届けるとともに、県政の質を向上させていく。

（ワーク・ライフ・マネジメントの推進）

職員一人ひとりのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、業務の選択と集中、効率的・効果的な業務遂行により、これまで以上に県民の皆さんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立の実現に向けて、組織運営として、ワーク・ライフ・マネジメントを積極的に推進する。

（2）平成 27 年度の予算及び組織

（本県の財政状況）

平成 27 年度は、歳入面では、法人事業税や地方消費税の増収により県税収入の一定の増加が見込まれるものの、これまで歳出の財源として活用してきた特定目的基金の残高が大きく減少していることに加え、歳出面で、社会保障関係経費や公債費が前年度より増加している。

平成 27 年度以降も、歳出面で社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が増加し、臨時的な財政需要に機動的に対応できない硬直的な財政構造が継続すると見込まれる。

（平成 27 年度当初予算のポイント～希望がかない、選ばれる三重をめざして～）

平成 27 年度当初予算は、次の 3 点を基本として編成を行った。

- 「みえ県民カビジョン・行動計画」最終年度において目標達成に向けて必達意識で臨む予算として編成。
- 統一地方選挙を踏まえ、公共事業費を前年度当初予算の 80%程度として機械的に計上するなど「骨格的予算」として編成しつつ、まち・ひと・しごと創生や少子化対策など喫緊かつ効果発現に時間を要する課題については、国の経済対策を的確に活用しながら新規事業も含め計上。
- 県債残高(*)を減少させるとともに、総人件費を抑制するなど、財政健全化のための取組を継続。さらに、国体開催のための基金積立を増額するなど後年度の財政運営にも配慮。(*) 臨時財政対策債等を除く。

このような方針のもと、とりわけ、下記に掲げた3つの課題に対しては、別枠で予算を確保するなど、特に注力して取り組む。

- ① まち・ひと・しごと創生の推進～希望がかない、選ばれる三重をめざす～
 - ・ 「学ぶ」～若者の県内定着に向けて～
 - ・ 「働く」～質の向上と量の拡大～
 - ・ 「暮らす」～三重の魅力向上と発信～
- ② 少子化対策関連～予算を増額確保して本格実施～
- ③ 複雑化・深刻化する危機に備える緊急的な取組

また、上記3つの柱以外の学力向上、障がい者雇用などについても目標達成に向け必達意識をもって着実に推進する。

また、統一地方選挙後に編成した6月補正予算では、「骨格的予算」とした当初予算を年間総合予算とするとともに、国費を活用して取組の充実を図る。

今後の県政の重要な課題となる「教育・人づくり」の取組については、今年度から推進する。

【参考】

○予算規模

- ・ 6月補正後の平成27年度予算（一般会計）は、対前年度当初比 5.9%増の 7,306 億円。ただし、地方消費税の税率引き上げの平年度化による地方消費税都道府県清算金・市町交付金の増加分を除くと、対前年度当初予算比 1.4%増。

平成27年度当初予算と一体的に編成した平成26年度2月補正予算（基金積立金除き）をあわせたベースの比較では、5.7%増の 7,378 億円（平成26年度当初予算額＋平成25年度2月補正予算額：6,981 億円）

※地方消費税都道府県清算金・市町交付金の増加分除きでは、1.3%増

- ・ 義務的経費は、対前年度当初予算比 0.8%増の 4,284 億円。
- ・ 投資的経費は、対前年度当初予算比 2.9%減の 1,014 億円。

○財政健全化への取組

- ・ 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債発行（臨時財政対策債等を除く）を抑制した結果、平成27年度末残高見込み額は 7,998 億円となり、前年度末残高見込みの 8,049 億円を下回る見込み。
- ・ 一般職給与費については、新陳代謝や共済費の減等により平成26年度当初予算額（2,120 億円）より 17 億円減の 2,103 億円。

(平成 27 年度組織改正等のポイント)

国・地方を挙げた地方創生や社会情勢の変化に的確に対応しつつ、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成に向けて、所要の改正を行った。

○ 地方創生、人口減少への対応

- ・戦略企画部に「ひとづくり政策総括監」を設置し、各部局の人づくりに係る施策を県全体として一貫して整合性を確保しながら推進するための総合調整や高等教育機関との連携などに取り組む。
- ・次期「みえ県民力ビジョン・行動計画」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」等を的確に策定するため、担当職員を配置する。
- ・雇用経済部に「食の産業政策推進監」を設置するなど、「みえ食の産業振興ビジョン（仮称）」に基づく食の産業としての振興や情報発信などの取組を総合的に推進するための体制を整備する。
- ・本県への移住を促進するため、首都圏からの移住にかかる総合窓口の設置などを進める。

○ 複雑化・深刻化する危機に備える緊急的な取組

- ・土砂災害警戒区域の指定推進に向けて、危険箇所における基礎調査の加速や土砂災害防止施設の整備を進めるため、各建設事務所に職員を配置する。

○ スポーツの推進

- ・国民体育大会に向け、スポーツ推進局に「競技力向上推進監」を設置し、トップアスリートの育成・強化や選手・指導者の確保など、競技力向上の取組を一層推進するとともに、全国障害者スポーツ大会や全国高等学校総合体育大会の開催準備のため、体制を整備する。

○ 里親制度の推進

- ・里親制度をはじめ家庭的養護を推進するため、専任職員を児童相談センター及び北勢児童相談所に配置するとともに、「子ども虐待対策監」の所管を見直し、その名称を「子ども虐待対策・里親制度推進監」とする。

○ 看護師の確保

- ・看護職員の総合的な確保対策を推進するため、医療対策局に「看護師確保対策監」を設置する。

○ 総合的な国際戦略等の推進

- ・本県の国際展開を総合的に推進するため、関係業務を国際戦略課に一元化し、雇用経済部長の所管とするとともに、観光・国際局を「観光局」とし、

海外誘客の取組の充実・強化のため「海外誘客課」を設置する。

○ 学力の向上

- ・児童生徒の学力向上について、一定期間で成果を上げることをめざし、組織的、集中的に取り組むため、教育委員会事務局に「学力向上推進プロジェクトチーム」を設置する。

○ 動物愛護の取組

- ・「三重県動物愛護推進センター（仮称）」の整備など、動物愛護の取組を的確に推進するため、食品安全課生活衛生班を「生活衛生・動物愛護班」とする。

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針 ～五つの心得～

- 成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりは、行政だけで進めていくことはできない。県民の皆さん一人ひとりが主体的に参画し、「アクティブ・シチズン」として力を発揮していただくこと、県民の皆さんの力を結集することが必要。
- 「協創」をキーワードに、県民の皆さんが「変化」と「成果」を実感できるよう、三重県職員は、日々の業務を行うにあたり、次の五つを「心得」とし、県庁全体が一丸となって取り組む。

心得1：まず目線を変える

- **自らも県民。** 県民としての目線や「肌で感じる」という原点に常に立ち返る。
- 業務を行うにあたり、「鳥の目」「虫の目」「魚の目」を常に意識。「鳥の目」は、空を飛ぶ鳥のように、高いところから大きな視点でものを見る目。「虫の目」は、虫が目の前の葉っぱを凝視するように、近くのものに集中して見る目。「魚の目」は、魚が水の流れに乗りながら周りや行く先をうかがっているように、世の中の潮流を把握しようとする目。
※ 「鳥の目」「虫の目」「魚の目」：小笹芳央著『セルフ・モチベーション』より引用
- 危機管理においては、「このくらいなら大丈夫だろう」という楽観的な視点は禁物。「最悪の事態に発展するかもしれない」と、常に悲観的な想像力を働かせよ。
- 県民の皆さんは「アクティブ・シチズン」として新しい三重づくりの主体。行政サービスの「顧客」との概念に固執せず、むしろ「顧客」から「主体」へと目線の重点をシフトし、**県民の皆さんと「協創」を。**
- **市町は、**住民に最も身近な自治体として、県とは異なる重要な役割を担っている。ともに県民の皆さんを幸福にするためのパートナーであり、**決して「上から目線」に陥ることなく、真に対等な立場で「協創」を。**
- 県内や組織内のみの内向きな目線から、世界や組織外へも視野を広げ、外向きの目線へ。三重県も世界の潮流の中に存在していることを常に意識。
- かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。

心得2：「そもそも」の目的や大義と、実感される「成果」を常に意識

- 自分の仕事の「そもそも」の目的や大義などを常に意識。事業等を実施すること自体が目的となってしまう「やりました」「やっています」思考から脱しなければならない。
- 県政は、成果を県民の皆さんが実感できるものでなければならない。県民の皆さんにとっての「成果」とは何であるのかを見極め、それがきちんと県民の皆さんに届いているかという視点を常に持つ。
- 県民の皆さんとのコミュニケーションは協創の第一歩。県からの一方的なお知らせに留まらず、県民の皆さんの声を幅広く受信して意見やニーズを県政に反映させていくことを常に意識するとともに、県民の皆さんに県政情報をわかりやすく伝え、共有していく視点を大切にする。

心得3：現場とスピード感を重視

- 職員一人ひとりが徹底的に現場を重視し、幅広い関係者（ステークホルダー）と向き合い、思いを共有し、積極的に関係を構築していく。県民の皆さんに最も身近な自治体である市町とも連携しながら、何が課題であるのか、課題解決に向けて何が求められているのかを的確に判断。
- 従来の行政の時間感覚のままでは、県民や企業の皆さんとの乖離が生じてしまう。必要な手続等を根拠なく省くべきではないが、何事もスピード感を持って対処。併せて、タイミングを逸してはならない。100点の方法であってもタイミングを逸すれば0点と同じ。70点の方法であってもタイミングが合っていればベストの方法となる。

心得4：県庁全体の組織力と職員力の磨き上げ

- 時代の変化に対応できる専門性と、現場を重視し、県民の皆さんとの「協創」の取組を進めるためのスキルを身につけた職員となる。
- 部局間の縦割り打破。「部局益を忘れ、県益を想え」との意識（参考：「後藤田五戒」）。常に県民の皆さんのためになっているかという視点で自分を見つめ直す。

※ 「後藤田五戒」とは、元内閣官房長官の後藤田正晴氏が当時の内閣官房職員に対して発した言葉とされる。具体的には、「1. 省益を忘れ、国益を想え」「2. 嫌な事実、悪い報告をせよ」「3. 勇気を以て意見具申せよ」「4. 自分の仕事で非ずというなかれ、自分の仕事であるといつて争え」「5. 決定が下ったら従い、命令は直ちに実行せよ」。：佐々淳行著『平時の指揮官・有事の指揮官』より引用

- チームワークを重視。一人で抱え込む必要はない。職員間のコミュニケーションを活発にすることにより、県庁全体としての組織力を高めていく。「話し合い、磨き合い、支え合い」の職場を。まずは挨拶から。挨拶さえできなくては職場のコミュニケーションなど程遠い。

心得5：恐れず、怯まず、変革を

- 変化が非常に激しい中であっても常にコンプライアンスを意識し、三重らしさや地域の特性を大切にしながら、「変えてはいけないこと」、「変えてもいいこと」、「変えなくてはいけないこと」を職員一人ひとりが判断し、職務を遂行していく。
- 変えることによるリスクより、変えないことや放置することによるリスクの方が大きい時代。特に、「変えなくてはいけないこと」については、失敗を恐れて放置するのではなく、変革に向けて果敢に挑戦していく。

一人ひとりの職員が上記五つの「心得」を着実に身につけることにより、
①職員の意識・行動や組織文化の変革（＝パーソナル・イノベーション）、
②業務の手法やスピードの変革（＝プロセス・イノベーション）、
③アウトプットである政策・事業の変革（＝ポリシー・イノベーション）
につなげる。この「3PI運動」に取り組むことで、県民の皆さんに幸福を実感していただける新しい三重づくりを実現できる県庁に変わる。